

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会行動計画（第5回）

職員に対する仕事と家庭の両立支援の充実を図ることで、職員全員が自らの能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するとともに、次世代育成支援対策に取り組む団体として他の模範となる社会的なモラルやイメージの向上を図るため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 計画期間内に、子どもを育てる労働者が働きやすい環境となるよう、育児休業等の取得を推進する。

〈対策〉

- 令和7年4月～ 男性の育児休業取得期間2週間以上を2名以上とする。

目標2 計画期間内に、時間外・休日労働時間の削減のための措置を実行する。

〈対策〉

- 令和7年4月～ フルタイム労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月10時間未満とする。